

## 危機的状況にあるオオヒシクイの保護を求める要望書

茨城県知事 大井川 和彦 様

2018年1月29日

ヒシクイ保護基金

NPO 法人アサザ基金

代表 飯島 博

今年10月に霞ヶ浦で第17回世界湖沼会議が開催されます。しかし、その霞ヶ浦では湖に生息する唯一の国指定天然記念物であるオオヒシクイが危機的状況に置かれています。霞ヶ浦の自然環境を象徴するオオヒシクイの置かれた現状は、まさに霞ヶ浦が置かれている状況と重なるものであり、霞ヶ浦の環境保全に対する茨城県の姿勢を問うものでもあります。

昨年に引き続き、関東地方で唯一残された国指定天然記念物オオヒシクイの越冬地では、オオヒシクイの行動パターンが乱れ不安定な状態が続いています。このまま放置すれば、オオヒシクイが越冬地を放棄してしまう恐れがあります。もう稲波干拓地のみでオオヒシクイの越冬を維持することは不可能です。私たちが、以前から要望しているように保護区を引舟地区や霞ヶ浦に拡大することが緊急に求められている状況です。このまま放置すれば、オオヒシクイ越冬地は確実に消滅します。

越冬地の周辺（鳩崎、古渡、高田など）での阻害要因（銃猟、軽飛行機、ヘリコプターなど）の継続や越冬地内の生息環境の悪化が、その背景にあると考えられます。とくに、近年越冬地内では水田から蓮田への転作が増加傾向にあり、オオヒシクイの採食に適した生息面積が年々減少しています。これらの蓮田の多くには防鳥ネットが張られています。オオヒシクイの最近の行動パターンの乱れにも、この蓮田の増加が大きく影響していると考えられます。このまま蓮田が増加すれば、オオヒシクイの越冬地放棄は避けられません。

次に、オオヒシクイが避難場所として利用する霞ヶ浦湖心部周辺がいまだに狩猟区域となっており、オオヒシクイが安定して避難場所を使えない状況にあることも大きく影響しています。

昨年に続き、オオヒシクイがこれまでにない異常な行動を示していることから、このままの状況を放置すればオオヒシクイが越冬地を放棄し、関東地方か

ら最後のオオヒシクイの越冬地が消滅する可能性が大了。

このような危機的な事態が生じることは、以前から私たちが要望書や裁判等で指摘し、十分に予測されていました。茨城県が引舟地区の越冬地や避難場所の霞ヶ浦を保護区に指定せず狩猟を継続させ、オオヒシクイを稲波干拓地一箇所に依存させることで越冬地放棄の危険が高まることは、ヒシクイ保護基金が茨城県に対して保護区拡大を求め提訴したオオヒシクイ裁判でも指摘したとおりです。この裁判では、当時計画されていた圏央道の環境アセスメントからオオヒシクイが外されていたことが問題になり、それ以降今日までオオヒシクイ保護をめぐる行政の姿勢が問われ続けてきました。

このまま異常な行動が続きオオヒシクイの越冬地が消滅するような事態になった場合には、適切な保護策を怠ってきた茨城県の責任が明確になります。

そのような最悪の事態が生じないように、茨城県は早急に対処するべきです。関東地方唯一のオオヒシクイ越冬地の消滅を防ぐためには、越冬地周辺で飛行を続けるモーターパラグライダー等に中止の指導を徹底することや、鳥獣保護区や銃猟禁止区域に指定されていない引舟地区や霞ヶ浦を鳥獣保護区に指定しオオヒシクイの避難場所を確保することを早急に実施することが必要です。

私達は、オオヒシクイ越冬地消滅を回避するための保護策の実施を求め以下の要望をいたします。

- (1) 引舟地区や霞ヶ浦を鳥獣保護区に指定すること。
- (2) オオヒシクイ越冬地および周辺でのモーターパラグライダーやセスナ機などの飛行を止めるよう関係者に指導すること。
- (3) オオヒシクイが利用する霞ヶ浦の水面部分での水上バイクの走行を止めるよう指導すること。

上記の3項目について、2018年2月28日までに文書にてご回答下さい。

ヒシクイ保護基金

NPO 法人アサザ基金 〒300-1222 牛久市南 3-4-21  
電話 029-871-7166  
E-mail [asaza@jcom.home.ne.jp](mailto:asaza@jcom.home.ne.jp)